

手話言語法ニュース

2018年1月31日 No.49

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

各地の条例成立状況

おぢやし 新潟県小千谷市

2017年12月1日、小千谷市議会で「小千谷市手話言語条例」が可決されました。

この条例は、「手話は言語であるとの認識に基づき、日本手話及び手指日本語（以下「手話」という。）に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的としています。2018年4月1日施行です。



小千谷市の大塚昇一市長（前列右から6番目）と共に

こばやし 宮崎県小林市

2017年12月15日、小林市議会で「小林市手話言語条例」が可決されました。県内では日向市に次ぐ2番目となりました。

宮崎県聴覚障害者協会より、「日向市に続き、2番目の成立となりました。これを弾みに県条例制定につなげていきたいと思っております。今後とも皆様のご協力をお願いします」とコメントがありました。2018年4月1日施行です。



小林市議会議場で記念撮影

おおたし 群馬県太田市

2017年12月18日、太田市議会で「太田市手話言語条例」が可決されました。

条文には「ろう者は、物事を考え、お互いの意思疎通を図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。」とし「市民の手話への理解の促進及び手話の普及の促進を図り、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的」と表記しています。2018年1月1日施行です。



太田市聴覚障害者福祉協会の高山三夫会長（前列中央）と共に

はすだ 埼玉県蓮田市

2017年12月18日、蓮田市議会で「蓮田市手話言語条例」が可決されました。

市は基本理念として「手話に対する理解の促進及び手話並びに手話を使用しやすい環境の整備は、ろう者が手話を言語として大切に育んできたことを理解し、ろう者とうる者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本として行わなければならない」と表記しています。2018年1月1日施行です。



市役所内で記念撮影

和歌山県

2017年12月19日、和歌山県議会で「和歌山県手話言語条例」が可決されました。

前文には「手話は「言語」であり、そして、ろう者の「いのち」である。」とし「手話に関する理解を深めるとともに、ろう者とろう者以外の者が「言語」である手話を架け橋として心を通わせ合い、互いを理解し、尊重し合う共生社会を実現する」としています。同年12月26日施行です。



和歌山県議会議場で記念撮影

みつけし 新潟県見附市

2017年12月19日、見附市議会で「見附市手話言語条例」が可決されました。

市は「手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民、地域コミュニティ及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる共生社会を実現することを目的とする」と表記しています。同日施行です。



見附市の久住時男市長（前列左から4番目）と共に

ふくやまし
広島県福山市

2017年12月20日、福山市議会で「福山市ころをつなぐ手話言語条例」が可決されました。県内初となります。同市では、昨年8月に「全通研集会 in サマーフォーラム」を開催し、9月から市議会に手話通訳者を本会議の傍聴席に常時配置し、インターネット中継の映像に手話通訳を挿入するなどの取り組みを始めました。市長は「自治体としても独自の取り組みを進めるべき。手話を言語として自然に利用できる社会の実現を目指したい」と述べました。同日施行です。



福山市議会場で記念撮影

ちちぶし
埼玉県秩父市

2017年12月20日、秩父市議会で「秩父市手話言語条例」が可決されました。前文に「手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げることにより、市民や観光客など全ての人々が安心して暮らし、また、訪れることができる秩父市を目指すとともに、広域連携により、手話普及の先進地としての秩父地域をつくるため、この条例を制定する。」と表記しています。2018年4月1日施行です。



秩父市の久喜邦康市長（中央）と共に

ぎょうだし
埼玉県行田市

2017年12月20日、行田市議会で「行田市手話言語条例」が可決されました。前文に「手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、相互に人格と個性を尊重し、安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指す」としています。2018年4月1日施行です。



行田市役所前で記念撮影

おおむらし
長崎県大村市

2017年12月20日、大村市議会で「大村市手話言語条例」が可決されました。前文に「手話が言語であるという認識に基づき、手話を使用する人もしない人も、全ての大村市民が、お互いを尊重し、共に支え合い、幸せを実感できる大村市を目指す」と表記しています。2018年1月1日施行です。



大村市の園田裕史市長（前列中央）と共に

にいがた
新潟県

2017年12月22日、新潟県議会で「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」が可決されました。新潟県聴覚障害者協会は「条例制定がゴールではなく、スタートになります。新潟県内で手話やろう者の理解が広まり、ろう者が暮らしやすい新潟県を目指して意見交換を重ねながら、がんばっていききたいと思います。また、2017年の8月に逝去された元衆議院議員の長島忠美氏が県協会の顧問となり、条例制定についてご理解・働きかけをしていただきました、心から感謝しています。今後は各市町村で手話言語条例が制定されるよう、がんばっていきます」とコメントしています。2017年12月26日施行です。



新潟県議会庁舎内で記念撮影

ほんじょうし
埼玉県本庄市

2017年12月22日、本庄市議会で「本庄市手話言語条例」が可決されました。前文に「埼玉県のろうあ団体の創立者の一人である、本庄市出身の画家持田徹をはじめとする多くの先人達が手話の地位の確立のために労苦をいとわない活動を続けた結果、障害者基本法において手話は言語であると明記され、手話への理解の広がりや深まりが求められています。これを受け、手話は言語であるとの認識の下、手話への理解を深め、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる社会を目指す」と表記しています。2018年4月1日施行です。



本庄市の吉田信解市長（2列目中央）と共に

さくし
長野県佐久市

2017年12月22日、佐久市議会で「佐久市手話言語条例」が可決されました。前文に「佐久市は、手話が、障害のある人もない人も、お互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用されるまちを目指す」と表記しています。2018年4月1日施行です。



佐久市役所議会棟内で記念撮影

★次号でも、引き続き条例制定自治体をご紹介します。